

# 会 議 録

会 議 名	平成27年度 第2回 丸亀市自治推進委員会
開催日時	平成28年3月29日(火) 午後6:30～午後8:15
開催場所	丸亀市役所 本館2階 第3会議室
出席者	<p>(出席委員)</p> <p>麻谷 恵佑、天野 裕子、荒木 雅夫、石本 千紘、香川 脩、鹿子嶋 仁、 佐藤 隆繁、高木 明美、土山 博剛、長尾 隼人、西谷 清美</p> <p>(欠席委員)</p> <p>久保田 英俊、山内 一輝、山下 功太郎 (敬称略・五十音順)</p> <p>(事務局)</p> <p>(政 策 課) 課長 大喜多 章親、副課長 富士川 貴、担当長 志村 芳隆、 主査 真鍋 裕章、主事 三井 友貴</p> <p>(市民活動推進課) 課長 小山 隆史、主任 鳥井 隆志</p>
議 題	<p>(1) 協働実行計画の進行管理について</p> <p>(2) 自治基本条例の検証について</p>
傍聴者	なし
発言者	議事の概要及び発言の要旨
大喜多課長	<p>ただいまより、自治推進委員会を開催いたします。</p> <p>(資料の確認)</p> <p>ここからの議事進行につきましては、丸亀市附属機関設置条例第7条の規定により、鹿子嶋会長にお願いします。</p>
鹿子嶋会長	<p>本日の会議について、丸亀市附属機関設置条例別表に「会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。」と規定されております。現在、委員総数14名中11名の出席ですので、会議は有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。</p> <p>本日の議事は、「協働実行計画の進行管理について」、「自治基本条例の検証について」でございます。</p> <p>それでは、最初の「協働実行計画の進行管理について」、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(市民活動推進課：小山課長、鳥井より協働実行計画の進行管理についての説明)</p>
鹿子嶋会長	<p>ただいまの説明に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。</p>
佐藤委員	<p>提案型協働事業は、団体からこういう事業をやりたいと言ってきたのか、または市のほうから提案をしたのですか。</p>

鳥井	<p>提案型協働事業は、団体のほうが市と一緒にやりたいですと提案する団体提案型と、市のほうがこれを一緒にやりませんかと言って出すものと2種類あります。</p>
佐藤委員	<p>この事業について、丸亀市は他の自治体に比べて割とよくやっている感じなのか、その比較はどうでしょうか。</p>
鳥井	<p>事業設計や予算の関係もあり、どういったところを対象にするのかといったところもありますので一概に比較は難しいです。ただ、丸亀市の状況を申しますと、提案型協働事業は、当初は件数が多かったが、それが徐々に減ってきたという実情がありました。その中で最近徐々に増えてきている状況にはあります。</p>
鹿子嶋会長	<p>一例ですが、私は善通寺市のほうで提案事業の選考役員になっていまして、善通寺市は8校区ありますが、そこに1校区約100万円の予算を付けていて、地区の方から防災事業をしたいなどの提案をしてもらっています。それで年間出ているのが、30件前後です。もちろん人口の規模や、そもそも設計の仕組みが違いますから、なんとも言えませんが、それから比べて、かなりの数の提案があるのかなという印象を受けています。</p> <p>また結構大きな事業になってくると資金面が原因になってきます。今回、説明いただいたクラウドファンディングは、そういった資金面での工面をつけるための1つの手段なのかなとお聞きしました。この取り組みは、最初どちらが中心にやられたのですか。</p>
鳥井	<p>もともとの始まりは三豊市の富士ホールディング株式会社がホームページのオーナーとなりまして、ゴーフィールドなどのパートナー企業が協力しています。そこに丸亀市も協力するために協定を結びました。</p>
鹿子嶋会長	<p>通常のクラウドファンディングは、まさにインターネットを通じて、市民がこういう事業をやりたいと提案して、個々の市民の中から資金を集めるというイメージがあります。これに行政が今回の協賛のような形で絡むからには、行政の責任というのは出てくるのですか。</p>
鳥井	<p>基本的には、市のホームページにも掲載していますが、出資に関しましては、それぞれの個人の責任の範囲でやっていただくように注意点として明確に示させていただいています。</p>
小山課長	<p>丸亀市が協定させていただきましたが、その中で市を通していただくと、最終的にクラウドファンディングが成立した場合には、通常20%の手数料が5%減額になるという提案者にとってのメリットもあります。</p>
西谷委員	<p>提案型協働事業について、団体等からの申請があるが、どこかでそれを精査して審査をするようなプロセスを踏んでいるのか、その基準も含めて伺いたいのですが。</p>

鳥井	こちらについては、採点基準があって、審査の中で合計得点はその採点基準の60%以上を満たしたものについては、まず第1段階でクリアになりまして、次の段階で予算の範囲内で、得点の高いところから採っていくというような形になります。
西谷委員	その審査はどなたがされているのですか。また、先ほどのクラウドファンディングで市を通す場合の判断はどのようにされていますか。
鳥井	職員2名と外部の学識経験者の方をお願いして、3名体制で審査をしています。 また、クラウドファンディングについては、どちらかと言うと今までの行政の厳しい線引きというよりは、広い意味で公益的と認められるものについては認めるような方向になっています。
西谷委員	多くの事業はなんらかの形で市民生活に還元されるようなものですから、公益性はある程度広く判断して、よほどそういった行政とも関係ない特殊なものに関しては、市の関与をちょっと遠慮するという形でしょうかね。
天野委員	それに関連して、FAAVO 香川の最初の事業は志々島の内容でしたが、丸亀市内のことでもなくても支援をするという形になるんですか
鳥井	このFAAVO 香川というサイト自体は丸亀市という地域に限定したものではありません。香川県全体の事業について、ここのホームページで掲載できるようになりますが、丸亀市として手数料を下げの取扱いにするのは丸亀市に関連するものだけです。丸亀以外の地域の場合は手数料が一律20%になります。丸亀市が支援している事業については15%に下がりますよというような線引きです。
高木副会長	今回の協働実行計画は見直しするということですか。
鳥井	協働の取り組みは何年間のスパンで見るとは、1年間ごとに状況が変わっていくので、それに柔軟に対応していけるように、毎年度、細かな修正を加えていこうということで、こうした1年ごとの見直しといった形で進めております。
高木副会長	分かりました。それから、提案型協働事業は27年度で応募が増えているということでしたが、その理由をお聞きしたいのと、これまでの計画の中で、この部分が課題であった、前年度はこんな取り組みがあったということがありましたらお聞きしたいと思います。
鳥井	この協働実行計画に基づいてやってきて、1つ考えられることは、まず市民活動というのが目に見えづらいので、できるだけ見える形にしていこうということで、ホームページを立ち上げたり、団体一覧を作成したり、私どもも協働の担当として、なるべく市民活動団体の方とお話を直接的にしていこうとか、そういうところから気を付けてきまし

	<p>た。それがどこまで効果があるかは難しいところではありますが、そのようなことによって、風通しが良くなったところがあるのかなと考えています。あと、NPOの方とかも市役所に来たときに声を掛けてくれたりして、そういった関係性が徐々にできてきたのが1つ良かったのかなと思っております。</p> <p>それから、取り組みについては、以前から提案型協働事業であるとかステップアップ補助事業は、あまり需要が伸びなかった時期もありまして、それについてなんとかしていかないといけないという課題がありました。今、一時的にはございますが、件数が伸びております。これについて今後、質についても、団体の人とお互いに話し合いながらいいものにできればと思っております。</p>
<p>小山課長</p>	<p>今、担当からも申しましたように、今年度については、予算額いっぱい申請を出していただいて、こちらでも良かったと思っていますが、こうした「まるがめっと」のホームページを通じていろんな団体とのお付き合いが変わってきつつあります。今後の課題は、やはり今まではNPOが主となるが多かったのですが、地域貢献に積極的な民間企業が今、どんどん出てきておりますので、今後はそういった企業の意向を取り入れてあげられるような仕組みが必要になると思います。</p> <p>それから、学生も含めて若い方がこういうところへ参画できる仕組み、機会、この提案型協働事業というのも1つの形ですが、もう少しいろんな方が丸亀市のまちづくりに参加できるような仕組みが必要でありまして、そこが今、課題として考えております。</p>
<p>荒木委員</p>	<p>このような仕組みは確かに必要で、おそらく企業とマッチしたら寄付は集まるし、資金的にも成り立つような提案です。今、社会福祉協議会が日赤募金で、地区の防災事業をこうしたいという提案に基づいて募金をするような仕組みがあります。このような仕組みも考えられませんか。</p>
<p>小山課長</p>	<p>どちらかという社協の関係のものは地縁に基づいて寄付を募っていく方法で、こちらのクラウドファンディングはインターネットで全国的に募る仕組みで、それぞれ特徴がありますので、それは両面で行っていけばいいのではないかなと思います。</p>
<p>西谷委員</p>	<p>ステップアップ事業の概要を見ますと、継続的に事業を行ったり、1回だけの事業もあると思われませんが、それはその活動にお任せして、その次の年も一部を補助するという事で理解しておけばよろしいですか。</p>
<p>鳥井</p>	<p>ステップアップ事業は、まず1年これでやってみて、次の年は自分たちの資金調達を考えながらしていただくというような事業になります。2年続けて同じ事業としては申請できません。</p>
<p>鹿子嶋会長</p>	<p>最初にご説明いただいたとおり、この計画については3年度単位のデータがありますが、1年ごとに中身を見直していく方法で進められていきます。</p> <p>今後ともできるだけこういった協働事業の提案件数は、増えていくほうが望ましいと</p>

<p>小山課長</p>	<p>ということで、丸亀市でも NPO 以外の民間や学生も参加できるような事業はないかということの検討をしていただきたいと思います。</p> <p>今回皆さんが出していただいたご意見をもとに、事務局で再度検討していただきますが、最終的に見直しをしたものの確認をどうするかについて、事務局の考えがありますか。</p> <p>今回、クラウドファンディングというものはありましたが、計画自体は大きく変えておりません。今日ご意見をお伺いした中でも、今のところ計画そのものの変更は必要ないのかなと解釈をしております。今後も協働の進め方のご意見をお伺いしながらやっていきたいと思っています。今日これですらよければ、内部決定を取った上で公表をしたいと思っています。</p>
<p>鹿子嶋会長</p>	<p>今日、会議終了後、お気づきになられたことがありましたら、直接事務局にお伝えいただければと思います。それらも含めて事務局のほうで最終的なものを確定させていただいて、私のほうで確認して問題なければ公表という手はずでよろしいでしょうか。</p> <p>それではそのようにお願いしたいと思います。</p> <p>続いて、次の議題の「自治基本条例の検証について」、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(政策課：志村より自治基本条例の検証についての説明)</p>
<p>鹿子嶋会長</p>	<p>これからやろうとしていることは、自治基本条例の施行後 5 年ごとに検証が必要になっていきますので、実情と合わなくなったところがあれば条例の改正が必要で、今回もその時期になっていますので、これから検討していくということです。</p> <p>前回お話ししたとおり、地方自治法の改正で総合計画の策定義務付けがなくなりましたので、この部分は検証が必要という部分が出ています。それを除けばどうかというところで細かい検討をしていきます。検討の材料としては大きく 2 つで、1 つは市民アンケートがございまして、この結果に基づいて分析をすることができます。</p> <p>また、市民アンケートの質問項目は、実は前回の 23 年度の見直しの時期に同じようなアンケートをやっておりますので、どれくらい変化したかということを見る上では、あまり内容を変えないほうが良いということで、同じようなアンケートを実施して、この 5 年間で、どれくらい変化したかということを見てもいいということです。</p> <p>それからもう 1 つ、検証するための材料としては、まさにこの委員会、この場で自治基本条例の条文に則して、逐条検証をして、この条文に照らして現実の丸亀市の自治の状況はどうかということを検討していくという作業です。</p> <p>ただ、逐条検証は、条文数が多いので、1 条から順番にやっていると、時間が足りませんので、効率的ではありません。</p> <p>そこで、実は前回の見直しの作業で、お手元の資料 4 が平成 23 年度の見直しの結果ですが、ここでどういう手段を取ったかと言いますと、逐条部分に関しては 1 個 1 個見ていくのではなくて、ある程度ブロックごとにまとまったものを単位にして見ていく。</p>

自治基本条例は章に分かれておりまして、お手元の資料6の自治基本条例逐条解説のとおり、1章から10章までございます。

例えば、1章の総則辺りが非常に抽象的になっていて、2章、3章、4章が組織というような構成部分で、市民、議会、それから行政です。それから5章が、コミュニティに関する事、それから6章が情報の共有、7章が市民参画と協働ということで、あとは7、8、9、10ということですが、主に中心になるのは、例えば5、6、7章辺りで、実際の丸亀の自治がどういう状況か、皆さん身近で感じられたこと、体験されたことがあります、この辺の検討材料が多いのではないかと思います。

次に、実は今日、最初の第1議題で、協働実行計画に関してご説明いただいて皆さんにご意見いただきましたけども、協働実行計画は第7章の市民参画の協働というところの16条から21条のところに関係します。この自治基本条例の第7章の部分は非常に抽象的にしか書いていませんけども、これを具体化するのが協働実行に関する条例で、それに基づいて取り組まれた事例というのが今日の前半でご説明したような事例だということになります。

そこで、ある程度まとまった部分を皆さんにご検討いただいて、実際に現状評価をワークシートという形でやっていただければどうかということです。このワークシート方式は、前回の23年度の検証でとられた手段です。また別のやり方を考えることもできますが、ただ、大変分量のある基本条例ですので、ある程度ブロックごとにまとめて考えていったほうが、限られた会議の回数で有用ではないかなと思うので、そういう形で進めさせていただければということで、あらかじめ事務局と調整して考えたものでございます。

それでは、ワークシートの話が出ましたので、その内容をもう少し説明していただくとイメージが湧くので、お願いします。

(政策課：志村より自治基本条例の検証のためのワークシートについての説明)

鹿子嶋会長

今ご説明していただいたとおりの状況です。資料7のこのワークシートはまさに条文全部を含んだワークシートです。これを一度に作れというのはとてもじゃないですけど無理なので、先ほどご説明したとおり、ある程度ブロックごとに分けて、埋めていただくのがいいだろうということで、実際に、今回の部分というのが、このワークシートで言うと5ページ目ですか、第7章、市民参画および協働という部分で、今日の第1議題で説明していただいたのは、まさにこの部分に関わるころだと思います。

もちろん、7章はそれ以外にも、住民投票なども含まれていますので、すぐに全部埋められるというわけではないかもしれないですけども、取りあえず、このスケジュールからすると、例えば第7章で埋められるところをまずは埋めていただいて、皆さんも事務局に提出していただくという形で進めさせていただいてはどうかと思います。

ですから、7章に関しましては本日の前半の協議でいろいろ資料もございました。そのようなものも活用できますし、それからまさにこの23年度の前回の検証で、第7章の部分がございまして、そこでいろいろ問題点等も指摘されていますから、その点が5年ぐらい経過してどの程度改善されたかということも1つの見るべきところかもし

	<p>れません。そういったものも材料にさせていただきますので、こういう形でちょっと作業を進めさせていただきたいというご提案です。</p> <p>それで、ワークシートと言われても何を書けばいいのかよくイメージがつかめないということがあるかもしれません。この 23 年度の資料で、まさにこのワークシート形式でどういう意見が出たかを参考にさせていただくこともできますし、最初はあまり中身や形式等は気にせずに、気付かれたこと等、ご意見でもなんでも結構ですし、あるいはもうちょっとこういうことを資料として知りたいとかいうことでもいいかもしれません。まずは委員の皆さんのご意見を出して、事前に出していただいたものを事務局で集約していただいて、それに基づいて検討を加えてという作業を数回繰り返す形で進めていってはどうかという話でございます。だいたいそういうイメージですかね。</p> <p>いかがでしょうか、そういった作業の進め方に関しまして、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いします。</p>
佐藤委員	<p>アンケート調査は原則的には前回の内容に沿ってするというのですが、5 年間でかなり環境が変わってきている面があります。前回の結果を見ますと、若い方の回収率が非常に低いです。それで選挙権も引き下がって、若い方の意見というもののある程度重視する必要もあるわけです。アンケートは従来どういうやり方でやっていますか。</p>
富士川副課長	<p>従来のやり方は無作為抽出で 3,000 人ほど抽出させていただいて、それは年齢、性別、地域とかそういったことは関係なく、無作為に抽出するというところでやってきております。</p>
佐藤委員	<p>その無作為というのは公平性があるって、いつもそういうやり方ですが、前回の結果を見ますと、高齢者の回収率が結構高く、20 代の率が非常に低い。どこの調査もだいたいそういうことですよ。だから意図的に若い方の数を増やすというのはちょっと難しいですけど、若い方の意見というものも欲しいなという感じがするわけです。</p> <p>それともう 1 つは、少子化や高齢化がここ 4、5 年でかなり進み、空き家の問題が出てきている中、コミュニティや自治会の果たす役割が注目されています。それで、調査票の中に、住民がどう関わっていくかということが分かるような、ちょっと抽象的な言い方で恐縮ですが、そういう地域コミュニティや地域の住民がお互い支え合うようなものが欲しいなという感じがしています。</p>
鹿子嶋会長	<p>事務局にお伺いしますが、例えばアンケート内容にある項目を追加するということは、スケジュール的には大丈夫ですか。スケジュール表では、もう 4 月ぐらいにはアンケート実施ということにはなっていましたが、どうですか。</p>
志村	<p>項目追加するぐらいでしたら、大丈夫です。具体的にどういうことを聞きたいかということをお示しいただければと思います。</p>
鹿子嶋会長	<p>確かに、皆さんお手元の前回の調査報告のアンケートに関する調査結果では、16 歳か</p>

	<p>ら 19 歳というのは回答率が非常に少ないです。別途、若い人だけを対象にしたアンケートみたいなものを、これとは別にやるということも考えられます。同じようにやればおそらく今回もそれほど若い人の回答はあまり返ってくるのが期待できないのかもしれないです。</p> <p>それからもう1つ、確かに少子高齢化という環境はかなり進んでいますので、人間関係や、人間の結びつきというのは変わってきています。そういった背景が分かると参考になるのは確かですが、どういう形でそういったものを読み出すのか。コミュニティの変化ですかね。前回のアンケートで、そこら辺が分かるようになるというのはなかなか難しいかもしれません。アンケート項目を加えるにしても、どういう聞き方か考えないといけないですね。</p>
佐藤委員	<p>本当は具体的にこういう項目をと言いたいのですが、私もそこまで案を持っていません。</p>
鹿子嶋会長	<p>質問事項で、あまり質問数が多いとアンケートに答えてくれないという副作用が起こるので、あまり複雑にしないほうがむしろいいです。</p>
荒木委員	<p>私も、ここでこんな厚い資料を持ってこられて、これが自治基本条例ということで、自治基本条例は市の行政が作っていることだろうという考えであって、一般の人がまったく聞いたことがないというのはやむを得ないし、若い人が年齢別で見ても自治基本条例を知っている人がゼロというのは当たり前前の結果だと思います。若い人はこれを知る必要がない。ただ、アンケートですから、あまり複雑で数が多いと、もう見た感じだけで駄目だと思います。</p>
香川委員	<p>1つ2つ項目を増やすのは別として、前回程度の内容で適当でないですか。</p>
佐藤委員	<p>アンケートの話とは別になりますが、学校へ行って選挙の意義とかを教えていますよね。まさにそういうときにこういうまちの憲法である自治基本条例があるということを付け加えていただければ、若い方も少しは関心持ってくれると思います。</p>
鹿子嶋会長	<p>おっしゃるとおりで、選挙権が 18 歳です。高校出てすぐの時期です。以前、認知度を上げていくためにはということで、小中高校ぐらいで学校の教材で、自治基本条例を使っただけであれば、子供さんがそれをご家庭に持って帰って、ご家族の中で自治基本条例とは何かを話す機会があるかもしれない。学校教育を通じた普及みたいなものもあればどうかということをお話ししたこともあります。</p> <p>私も若い人の意見で、どう思っているのか、やっぱり今も知らないということが気になります。一応、今回アンケートはそういう形で取らせていただいて、出てきた結果に基づいて、これはどうかという検証をしていきたいと思っています。</p>
西谷委員	<p>居住期間というのが、調査結果の項目に挙がっていて、ここが5%ぐらい上がって</p>



志村	<p>ますが、このアンケートの項目の中にこの居住期間の質問はないですね。</p> <p>自治基本条例と総合計画のアンケートを共に合わせたもので実施しておりまして、総合計画の方のアンケートの中に、この居住期間がありましたので、その結果がここに出ています。</p>
鹿子嶋会長	<p>ワークシートの第7章の部分を事務局のご提案では、4月20日水曜日ぐらいまでにご提出いただければというお話だそうです。7章は実は協働・参画だけではなくて、住民投票も含まれますので、この辺は実際、住民投票は実績がないのでなんとも言えませんが、分からないところは分からないまま、別に無理に書いていただく必要もないですし、何かご意見があれば書いていただければ結構です。この第7章部分の解説を事務局からお願いします。</p> <p>(政策課：志村より自治基本条例の第7章についての説明)</p>
鹿子嶋会長	<p>7章はだいたい今、説明いただいた内容です。今日の前半の部分、それから前回の内容、審議会とか、あるいは協働事業、以前のところと重なっていますので、材料がかなりそろっていますので、7章から手を付けてみてはという提案でございます。</p>
佐藤委員	<p>前回の検証では、結果的には条文の改正をしなかったということですね。</p>
鹿子嶋会長	<p>そうです。基本的に今回も、自治法どおりに条文読んでいただくと非常に抽象的で、そこをいじってもどうにもなるというものでもないです。唯一、総合計画の部分が、自治法が改正されて、そこは明らかに検討が必要になると思いますが、それ以外の部分は、個人的な予想ですけど、あまり条文自体をいじってどうなるという話ではなくて、やはり運用、実際に条文に基づいてその趣旨、目的どおりに現実に動いているかどうか、問題があるのではないかというご意見を出していただいて、ということになるかと思います。</p> <p>どうでしょうか、今後、数回の会議の進め方、そういう形でよろしいでしょうか。その方向で進めさせていただくとすれば、第7章に該当する部分のワークシートを皆さまにあらかじめ作成いただいて事務局にお送りいただいて、事務局でまとめをしていただいて、それに基づいてここで議論、検討をしていただくという形で数回、作業を進めていきます。</p>
志村	<p>次の第3回の会議を5月中に開催したいと思っておりますので、4月20日までにこちらのワークシートの第7章の部分を提出いただければと考えております。</p> <p>また、こちらのワークシートの作成とか提出をしていただくのに、メールで出していただくのをご希望の方はメールアドレスをお知らせいただければ、そちらにデータをお送りさせていただきます。希望されない方は、代わりに返信用封筒と紙ベースのワークシートのほうをお渡しします。</p>

鹿子嶋会長

大丈夫でしょうか。本日の議題は以上ですが、他にないようでしたら、以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

(会議終了)